

平成 29 年度環境配慮契約法基本方針等の検討方針等（案）

1. 基本方針等の見直しの考え方

（1）本年度の見直しに当たっての考え方

環境配慮契約法に基づく基本方針については、必要に応じた見直しを実施することとされており、以下に掲げたいずれかの項目を満たす製品・サービスが契約の対象となる場合に見直しを検討することを基本的な考え方としている。

国等が排出する温室効果ガス等の削減を図ること。すなわち、国等の排出量の大きい製品・サービスや高い削減効果が見込まれる製品・サービスを対象とすること。

民間部門への波及効果が大きく、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に寄与する製品・サービスを対象とすること。

新たな技術開発や普及の進展等により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込める製品・サービスを対象とすること。

温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境政策の観点から、広く普及を図る必要のある製品・サービスを対象とすること。

基本方針と関係のある他の国等の施策が見直された場合には、当該見直し内容を踏まえ、適切に対応すること。

（2）提案募集等について

契約類型の追加、見直し等の参考とするため、5月29日から6月23日まで、民間事業者等を対象に広く環境配慮契約の契約類型に係る提案募集を行ったところ、電気の供給を受ける契約に係る2件の提案があった（提案概要については後述4参照）。

（3）検討の進め方

本年度も、環境配慮契約法基本方針及び基本方針解説資料（以下「基本方針等」という。）について検討することを目的とした学識経験者による環境配慮契約法基本方針検討会（以下「検討会」という。）を設置し、環境配慮契約の基本的考え方、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組状況等を踏まえ、基本方針等の改定、運用方法の改善等について検討を行う。

また、昨年度に引き続き、検討会の下に、電気の供給を受ける契約に係る学識経験者、関連団体・事業者等が参画する電力専門委員会（座長：山地委員）を設置し、基本方針等に関する追加・見直し、又は課題解決方策等に関する検討を行い、検討会に取りまとめ結果を報告する（電気の供給を受ける契約に係る検討については後述3（1）参照）。

なお、検討に当たっては、上記（２）の提案募集結果及び従前の検討経緯等を踏まえることとし、基本方針等の改定や運用に当たっては、必要に応じ、各府省庁等の調達担当者等の意見等を聴取する。

２．環境配慮契約の実施状況等の調査

基本方針に定められた６つの契約類型について、国及び独立行政法人等における平成 28 年度における環境配慮契約の締結実績等の取組状況の把握・整理を行い、その結果の分析及び課題抽出等を実施する。また、契約実績調査による評価と課題について契約類型ごとに取りまとめ、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の一層の推進を図る。

なお、地方公共団体については、今後実施する予定の地方公共団体に対するアンケート調査結果を踏まえ、平成 25 年度の専門委員会において取りまとめられた地方公共団体に対する環境配慮契約の普及促進方策¹について、着実に実施する。

３．基本方針等の改定検討

平成 27（2015）年 12 月に国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択されたパリ協定が昨年 11 月に発効した。我が国はパリ協定を受けて、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比 26%削減することを目標とし、さらに 2050 年には 80%の削減を目指す地球温暖化対策計画を、また 2030 年度の政府全体の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 40%削減することを目標として掲げた政府実行計画²を、平成 29 年 5 月にそれぞれ閣議決定した。こうした長期・大幅な削減目標を達成するためには、あらゆる主体が地球温暖化対策に取り組んでいくことが不可欠であり、地球温暖化対策計画及び政府実行計画に示された対策・施策等を踏まえ、必要となる基本方針等の改定を含め、適切に対応を図る必要がある。

このため、本年度は、国内外における地球温暖化対策等の動向等を踏まえ、以下の検討を実施する。

（１）基本方針等の見直しに係る検討

前述 2 の環境配慮契約の実施状況、発注側である国及び独立行政法人等に対する環境配慮契約の追加・見直し等に関する調査、地方公共団体に対するアンケート調査等を参考とし、基本方針等の見直しに係る検討を行う。

¹ 平成 25 年度の地方公共団体普及促進専門委員会において、環境配慮契約の全般的な認知度・理解度の向上のための支援や契約類型ごとの普及促進支援、取組進展のインセンティブに関する情報提供や先進的な団体や事例の PR 等の情報提供による取組の促進、各地方公共団体に対してアンケート調査結果の効果的なフィードバックの実施等が提案され、取りまとめられている。

² 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制のため実行すべき措置について定める計画

現段階において、基本方針等の見直し等に係る検討を実施する契約類型及びその内容は、以下のとおりである。

電気の供給を受ける契約に係る検討

昨年度は、検討会の下に電力専門委員会を設置し、昨年4月から実施された電力の小売全面自由化の動向等を踏まえ、電気の供給を受ける契約に関して一定の結論を得たところであり、環境配慮契約（裾切り方式）の運用方法等について、必要な変更・見直し³を実施したところである。

他方、昨年度の電力専門委員会において、結論が得られなかった事項があり、引き続き検討が必要な状況にある。

このため、本年度は、平成28年度第3回電力専門委員会において挙げられた以下の事項について、検討する。

環境配慮契約の未実施機関等への対応

複数年長期契約に関する対応

小売電気事業者の参入状況等を踏まえた全国一律/地域ごとの裾切り基準の設定に係る検討

非化石価値取引市場の創設等を踏まえた再生可能エネルギーの評価に係る検討

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度によるCO₂削減相当量の調整後排出係数への反映に係る検討

さらに、上記～に加え、本年度から小売電気事業者は料金メニューに応じた排出係数の告示が可能となったことから、電気の供給を受ける契約におけるメニュー別排出係数の具体的な取扱いについて検討する。

また、総合評価落札方式の導入に係る検討に当たっては、関連情報等の収集、メリットとデメリットの整理とともに、導入時期等に係る検討を実施し、必要に応じ、検討会及び電力専門委員会において議論する。

なお、電力専門委員会における検討内容等については、[資料4](#)を参照。

自動車の購入等に係る契約

政府実行計画において、次世代型自動車の率先導入⁴が掲げられていることから、環境配慮契約法における次世代自動車の購入等における総合評価落札方式の適用等に係る検討に必要な情報を収集する。

³ 低圧受電施設等における環境配慮契約の運用方法、裾切り基準の設定に当たっての当分の間の地域の考え方、小売電気事業者の評価方法

⁴ 「政府の公用車については、2030年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、ほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努めることとする。2020年度を中間目標として、政府全体で公用車の4割程度を次世代自動車とすることに向けて努めるものとする」とされている。

建築物に関する契約

環境配慮契約法においては、建築物の新築又は大規模改修に係る設計業務については、温室効果ガス排出削減等に係る環境配慮を実施する観点から、原則として環境配慮型プロポーザル方式により設計者を選定することが定められている。

他方、建築物の維持管理の運用に当たって、省エネルギー・低炭素化に係る取組の推進が温室効果ガス排出削減に向けた大きな課題となっており、政府実行計画においても、建築物における省エネルギー対策の徹底を図ることとされている。そのため、建築物の維持管理を行う運用段階においても、可能な限り CO₂ 削減対策を推進することが必要であり、検討会において、「既存の建築ストックを対象とした CO₂ 削減対策について検討すべき」との指摘がなされているところである。

このため、本年度は、建築物の維持管理の運用に関する情報を収集し、維持管理業務における環境配慮契約の導入可能性について検討する。なお、本年度の検討により導入可能性があるかと判断された場合、次年度に維持管理業務の契約方法等の具体的な検討を行うこととする。

なお、本年度の建築物の維持管理業務に係る検討の概要については、[参考資料](#)参照。

産業廃棄物の処理に係る契約

平成 28 年度における環境配慮契約の締結実績の集計・分析結果等から、必要に応じて、現行の裾切り方式の運用に当たっての改善・見直しの必要性を検討する。

4. 環境配慮契約に係る提案概要について

前述 1 (2) のとおり、環境配慮契約法に係る契約類型の追加・見直し等の参考とするための提案募集において、電気の供給を受ける契約に関する 2 件の提案があった。そのため、両提案について電力専門委員会において検討を行い、その検討結果を第 2 回検討会において報告する。提案の概要は、以下のとおりである。

(1) 地域別の裾切り基準設定に関する提案

電源構成は、国の政策や最適なエネルギーミックスの実現を念頭に、各地域の特性を反映したものであり、地域間で異なることは必然であることから、電気の供給を受ける契約においては、引き続き地域別に裾切り基準を設定する現行の運用を維持すべき

(2) 再生可能エネルギーの導入状況の評価に関する提案

電気の供給を受ける契約における評価項目の再生可能エネルギーの導入状況において、グリーン電力証書及び非化石価値取引市場で得た再生可能エネルギー (FIT 電気) を認めるべき

5. 環境配慮契約の推進に関する事項

(1) 環境負荷低減効果について

- 環境配慮契約の締結実績の状況把握及び分析
自動車の購入等に係る契約のうち、購入に係る契約については、極めて高い割合で環境配慮契約（総合評価落札方式）による調達が実施されている。一方、賃貸借に係る契約については、購入に比べると実施割合が低い状況にあることから、賃貸借における総合評価未実施の理由等を取りまとめる。
- 環境配慮契約による温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

(2) 環境配慮契約の推進について

- 地方公共団体等への普及・啓発及び導入促進
 - ・ 地方公共団体に対する環境配慮契約の普及促進方策の着実な実施（平成25年度専門委員会取りまとめ）
 - ・ 「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」による情報把握及び課題抽出、導入促進方策の検討
 - ・ 地方公共団体に対する契約方針策定等の実務支援、担当者向け実務研修の開催等
 - ・ 環境配慮契約に係る情報発信等（都道府県・政令市会議の開催、地方公共団体における環境配慮契約の取組状況の開示、優良・先進事例の発信）
- 環境配慮契約法基本方針に係るブロック説明会の開催等
 - ・ 環境配慮契約に係る情報発信等（説明会、各種会議体の活用等）
- 海外における国の率先的取組事例に係る情報収集
 - ・ 建築物の省エネルギー・低炭素化に関する取組等